

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	公的給付の支給等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南大隅町は、公的給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南大隅町長

公表日

令和7年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。対象となる給付は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(介護福祉課)② 子育て世帯への臨時特別給付金(出産・子育て等)の支給事務(町民保健課)③ (電力・ガス・食料品等)物価価格高騰重点支援給付金(介護福祉課)④ 定額減税補足給付金(調整給付)(税務課)⑤ 定額減税補足給付金(不足給付)(税務課)⑥ 物価高対応子育て応援手当(介護福祉課)
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・児童手当システム、総合福祉WEL+・番号連携サーバー・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
給付者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表135の項・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号利用法第19条第8号及び別表135の項・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①③⑥介護福祉課、②町民保健課、④⑤税務課
②所属長の役職名	①③⑥介護福祉課長、②町民保健課長、④⑤税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問い合わせ電話番号 0994-24-3111 ①③⑥介護福祉課、②町民保健課、④⑤税務課
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問い合わせ電話番号 0994-24-3111 ①③⑥介護福祉課、②町民保健課、④⑤税務課
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none">・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]
＜選択肢＞
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、e-ラーニングによる教育研修を実施している。研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月18日	I-1-② 事務の概要	<p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。対象となる 給付は次のとおり。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(介護福祉課) ②子育て世帯への臨時特別給付金(出産・子育て等)の支給事務(町民保健課) ③(電力・ガス・食料品等)物価価格高騰重点支援給付金(介護福祉課) ④定額減税補足給付金(調整給付)(税務課) ⑤定額減税補足給付金(不足給付)(税務課)</p>	<p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第88号。以下「公金受取口座登録法」という。)に基づき、特定公的給付の支給等を行う。対象となる 給付は次のとおり。</p> <p>①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給事務(介護福祉課) ②子育て世帯への臨時特別給付金(出産・子育て等)の支給事務(町民保健課) ③(電力・ガス・食料品等)物価価格高騰重点支援給付金(介護福祉課) ④定額減税補足給付金(調整給付)(税務課) ⑤定額減税補足給付金(不足給付)(税務課) ⑥物価高対応子育て応援手当(介護福祉課)</p>	事後	包括指定告示による変更
令和7年12月18日	I-4-② 法律上の根拠	・番号利用法第19条第8号及び別表135の項 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項	・番号利用法第19条第8号及び別表135の項 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項及び第162条	事後	包括指定告示による変更
令和7年12月18日	I-5-① 部署	①③介護福祉課、②町民保健課、④⑤税務課	①③⑥介護福祉課、②町民保健課、④⑤税務課	事後	包括指定告示による変更
令和7年12月18日	I-5-② 所属長の役職名	①③介護福祉課、②町民保健課、④⑤税務課	①③⑥介護福祉課長、②町民保健課長、④⑤税務課長	事後	包括指定告示による変更
令和7年12月18日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問い合わせ電話番号 0994-24-3111 ①③介護福祉課、②町民保健課、④⑤税務課	893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問い合わせ電話番号 0994-24-3111 ①③⑥介護福祉課、②町民保健課、④⑤税務課	事後	包括指定告示による変更
令和7年12月18日	I-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問い合わせ電話番号 0994-24-3111 ①③介護福祉課、②町民保健課、④⑤税務課	893-2501 鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北226番地 問い合わせ電話番号 0994-24-3111 ①③⑥介護福祉課、②町民保健課、④⑤税務課	事後	包括指定告示による変更